

奨学金返還手当 を新設して 採用の売りにしましょう！

大学生の5割が奨学金を借りている状況です。平均の借入総額は300万円以上だとか。借入額が500万円以上という人も1割以上を占めています。奨学金は若者の将来に暗い影を落としそうです。会社が奨学金返還手当を支給して、応援する支援策です。この手当は採用活動のウリにもなります（色々な事例を紹介させていただきます）。ほかにも、

- ・ **資格手当** を拡充し、勉強熱心な社員を増やそう
- ・ **住宅手当** 不満の元になりやすい その見直し方法
- ・ **通勤手当** 合理的な払い方は？ ほか

<おもな内容>

- 高くなる一方の大学進学費用
- 大学生の5割が奨学金 ● 奨学金返済できるか不安
- 企業が「奨学金代理返還制度」を設ける動きも
- IT人材の確保につなげている事例
- 薬剤師の確保で役立てている事例
- 返済月額半額を5年間支給する事例 ほか
- 資格にも難しいもの、易しいものがある。給与にどう反映させるべきか？
- 住宅手当には「色々な」ケースあり
- 「借り上げ社宅」か「住宅手当」か？
- 「同一労働同一賃金」との関係
- 通勤手当が実態と異なっている人がいる
- マイカーを業務で使わせる際の契約書 ほか

開催日 令和5年12月20日(水)

時間 13:30~15:15

会場 新潟ユニゾンプラザ
小研修室1

講師 社会保険労務士法人
西山経営労務事務所
西山 茂

参加費 16,000円(税込17,600円)

お申込み書 お申込みは：FAX：025-256-8374またはホームページお問い合わせ欄にて

事業所名			
参加者名1	参加者名2		
住所	電話番号	()	
E-mail	FAX番号	()	
参加方法 ○	1 会場参加 → 2 別日に個別訪問説明		※今回は1のみとさせていただきます(原則8社まで) 参加費は2名まで同一料金

お問い合わせ先(セミナー時を含め「売込み等」はいたしませんので、どうかお気軽にお問い合わせください。)

主催：社会保険労務士法人 西山経営労務事務所 〒950-0982 新潟市中央区堀之内2-19-14和合ビル2F
録音・録画等のご遠慮願います。 TEL:025-256-8373 FAX:025-256-8374

※社会保険労務士、経営コンサルタント、税理士、顧問社労士の了解のない会社のお申し込みはご遠慮ください。